

障害福祉サービス事業運営法人（事業所） 代表者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部

令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算 並びに福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の計画書の提出について

日頃から、東京都の障害福祉行政について、御理解、御協力をいただきありがとうございます。
東京都において標記に係る計画書を下記のとおり受付することといたしましたのでお知らせいたします。

1 概要

令和5年度（令和5年4月サービス提供分から令和6年3月サービス提供分）において、令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算並びに福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「福祉・介護職員処遇改善加算等」）の算定を希望する場合は、計画書の提出をお願いいたします。

令和4年度以前に計画書を提出されている事業者についても、令和5年4月以降に加算を算定しようとする場合、必ず改めて計画書の提出が必要です。

詳細な御案内については東京都障害者サービス情報の以下のホームページに掲載しておりますので、申込方法及び計画書の記載方法等について御確認いただきますようお願いいたします。

【URL】 <https://www.shougai Fukushima.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=022-054>

「書式ライブラリー」→「B 処遇改善加算等に係る様式類」→「令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算等」

2 提出期限

令和5年4月15日（土曜日） 24時必着

※上記期限は、福祉・介護職員処遇改善加算等を4月又は5月から算定開始する場合の加算の計画書の提出期限です。

※上記期限を過ぎた場合、福祉・介護職員処遇改善加算等は、6月以降の適用となります。

3 提出書類

上記ホームページより計画書のダウンロードをお願いいたします。

4 提出方法

原則、以下の提出フォームから御提出をお願いいたします。（上記ホームページからもアクセス可）

【令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算等の計画書 **提出フォーム**】

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1679457752235>

※来庁されての持込や、郵送・FAX・メールによる提出は、受け付けておりません。

※受付が都に到達した場合、入力されたメールアドレス宛に到達確認メールが届きます。

※提出先は、上記ホームページに掲載している「提出先・問合せ先」を御確認ください。

5 お問合せ

御不明点等がございましたら、以下の問合せフォームから質問を承ります。（上記ホームページからもアクセス可）

計画書の提出期限との兼ね合いにより、問合せフォームでの問合せ受付は、令和5年4月7日（金曜日）24時までといたします。それ以降のお問合せは、お電話にてお願いいたします。

【福祉・介護職員処遇改善加算等 問合せフォーム】

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1679459354311>

6 その他

今後も、処遇改善加算等の計画書や実績報告書の提出依頼に関する東京都からの御連絡は、郵送に代えて原則メールや東京都障害者サービス情報への掲載のみとさせていただく予定です。

今回は、一斉FAX送信による御案内をさせていただきますが、御登録の番号の未更新による誤送等を防止するため、今後は、一斉FAX送信も控えさせていただく予定です。個別の郵送・FAX対応もいたしかねます。

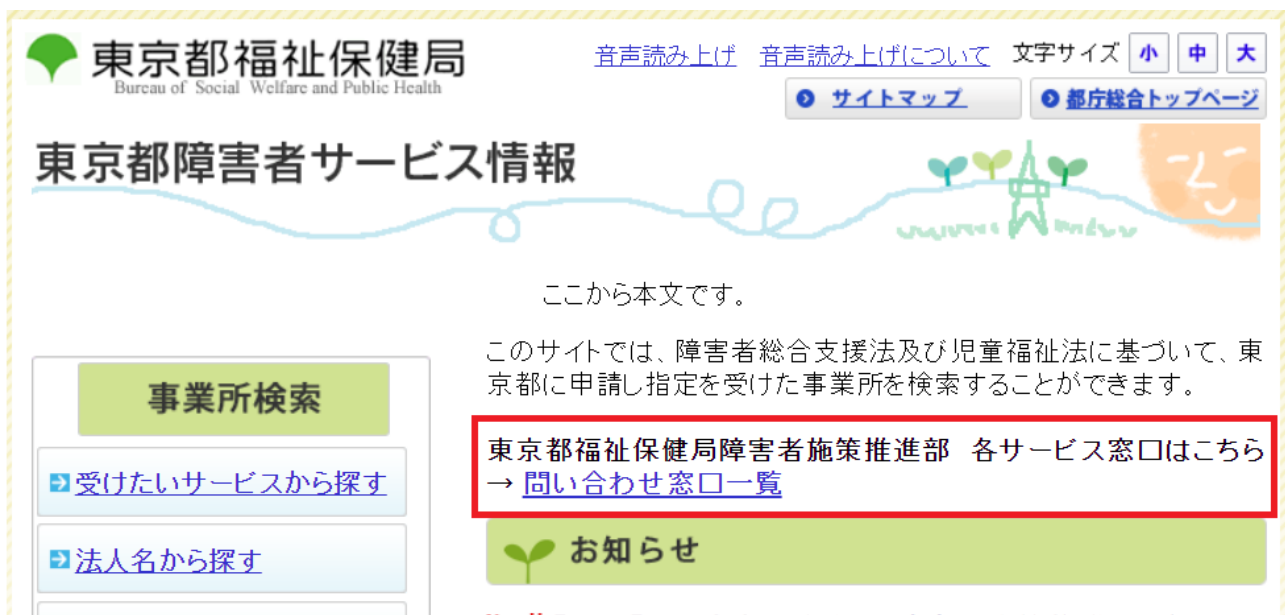
つきましては、東京都へのメールアドレスの御登録に御協力をお願いいたします。登録については、東京都障害者サービス情報のホームページに掲載している各サービス窓口まで、御問合せください。

〔参考：各サービス窓口連絡先〕

東京都障害者サービス情報の以下のホームページに掲載しておりますので、御確認ください。

【URL】 <https://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.lg.jp/>

※トップページの「お知らせ」欄の上：「問い合わせ窓口一覧」（下記参照）



東京都福祉保健局障害者施策推進部
地域生活支援課処遇改善加算担当（障害福祉）